

2013年 6月25日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳)

2013年 5月

Contents

税務法規

1. 非居住者企業が派遣人員を通じて中国国内において行う役務提供に対する企業所得税の徴収に関する通達(国家税務総局公告[2013]19号)
2. 中国本土及び香港の二重課税防止協定(以下、「租税協定」)上の配当条項の適用に係る受益者の取扱に関する意見(税総函[2013]165号)
3. 個人所得税申告表の発布に関する公告(国家税務総局公告[2013]21号)
4. その他の通達

商務法規

1. 「外国投資者による国内直接投資に係る外貨管理規定」及び補充文書の発行に関する通達(匯発[2013]21号)
2. 税関特殊監督管理区域における経常項目取引に係る外貨管理の改善に関する通達(匯発[2013]22号)
3. 中西部地区の外商投資優遇産業目録(2013年改訂)(国家発展と改革委員会、商務部令「2013」1号)
4. その他の通達

税関法規

1. 『税関特殊監督区域における外貨管理弁法』の発行に関する通知(匯発[2013]15号)

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2013年5月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2013年 5月 3日 第2013016号
- ▶ 2013年 5月 10日 第2013017号
- ▶ 2013年 5月 16日 第2013018号
- ▶ 2013年 5月 24日 第2013019号
- ▶ 2013年 5月 31日 第2013020号

Japan Business Servicesグループで、2013年5月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 非居住者企業が派遣人員を通じて中国国内において行う役務提供に対する企業所得税の徴収に関する通達(国家税務総局公告[2013]19号)

概要

「中華人民共和国企業所得税法」及び実施条例、二重課税の回避のための中華人民共和国政府と外国・地域との間の租税条約(香港、マカオ特別行政区政府との間の租税条約を含む。以下、「租税条約」)及び「所得に関する二重課税の回避及び脱税の回避のための中華人民共和国政府とシンガポール共和国政府との間の協定及び議定書の条文解釈」(国税発[2010]75号通達、以下「75号通達」)等の規定に基づき、2013年4月19日、国家税務総局は国家税務総局公告[2013]19号(以下「19号公告」)を公布した。本公告において、非居住者企業がその従業員の中国への派遣を通じて提供した役務に対し、企業所得税の納税義務を明確にした。

19号公告の主な内容は以下のとおり。

非居住者企業が人員の派遣を通じて中国国内で役務を提供した場合において、一定の要件を満たすときは、恒久的施設(PE)を構成するものとする

19号公告により、非居住者企業(以下、「派遣元企業」)が人員を中国居住者企業に派遣し、中国国内で役務を提供する場合において、以下の二つの条件を同時に満たすときは、出向企業が中国国内において機構・場所を有して役務を提供しているものとされる。

- ▶ 派遣元企業が出向者の作業成果に対して一部或いは全部の責任及びリスクを負担している
- ▶ 派遣元企業が出向者の業績の評価を行っている

派遣元企業が租税条約の締結相手国の企業であり、且つ役務を提供する機構・場所が、相対的に固定的および恒久的なものである場合、当該機構・場所は中国国内において恒久的施設を構成する可能性がある。

PE課税の判定における不利な要素

PE課税の判定を行う場合には、以下の要素を総合的に勘案して判定が行われる。

- ▶ 役務の提供を受ける中国居住者企業(以下、「派遣先企業」)が、派遣元企業に管理費またはサービス費の性質を持つ費用を支払っていること

- ▶ 派遣先企業が派遣元企業に支払った費用の額が、派遣元企業が立替えて支払った派遣者の給与報酬、社会保険料及びその他の費用の額を超えていること
- ▶ 派遣元企業が派遣先企業から受取った費用の全額を出向者に支払わず、一部の金額を自社に留保していること
- ▶ 派遣元企業が負担した派遣者の給与報酬の全額に対して中国国内で個人所得税の納税を行っていないこと
- ▶ 派遣元企業が派遣者の人数、資格、報酬基準及び中国国内での勤務場所を決定していること

派遣元企業が株主としての権利行使に基づき提供する役務は、恒久的施設を構成しないものとする

19号公告において、派遣元企業が派遣先企業に対し、株主権利を行使し、自らの合法的な株主権利を保護するために人員を派遣して中国国内で役務を提供する場合には、当該活動が派遣先企業の事業所等において行われた場合であっても、派遣元企業は中国国内において機構・場所を有し、又は恒久的施設を構成したものとされない。当該出向者の提供する主な役務には、以下が含まれる。

- ▶ 派遣者が派遣元企業のために行う派遣先企業への投資に関するアドバイス
- ▶ 派遣元企業を代表して行う派遣先企業の株主総会或いは董事会等への出席

施行日

本通達は2013年6月1日より施行される。本通達の施行前に発生したものの、今現在税務処理が行われていない取引については、本通達が適用される。

その他の規定

19号公告において、派遣元企業が恒久的施設を構成するか否かを判定する際の主管税務機関の主な審査資料が合わせて公表された。本通達の規定に従い、派遣元企業は税務登記、報告、納税申告及びその他の納税手続を行わなければならない。また、主管国家税務局と地方税務局は出向者の役務提供に関する情報交換を行わなければならない。

2. 中国本土及び香港の二重課税防止協定(以下、「租税協定」)上の配当条項の適用に係る受益者の取扱に関する意見(税総函[2013]165号)

概要

租税協定上の配当に係る優遇税率の適用可能な申請者に関し、五つの省及び市国家税務局が提示した質問に回答する為、国家税務総局は、国税函[2009]601号通達(以下「601号通達」、即ち『租税条約における“受益者”をどのように理解し 認定するかに関する通達』)及び国家税務総局公告2012年第30号通達(以下「30号通達」、即ち『租税条約における「受益所有者」の認定に関する通達』)等の関連規定に基づいて、香港税務局と協議した上で、2013年4月12日、税総函[2013]165号(以下「165号通達」)を公布し、上述した質問に対する取扱意見を示した。165号通達は、601号通達及び30号通達に規定する受益者身分の判定に対する要件を明確化している。

165号通達の主な内容は、以下の通りである。

項目	601号通達・30号通達上の受益者の判定要件	165号通達上の規定
1	601号通達第二条第一項第一号(以下「第一号」)に基づき、申請者が、一定の期間内(例えば、所得の受領後12ヶ月以内)に所得の全て又は大部分(例えば、60%以上)を第三国(地域)の居住者に支払う義務を負う場合。	第一号に規定する一定期間内における所得の配当の有無について判定する場合には、所轄税務局は申請者に利益分配の状況、申請者及び親会社との権利・義務に関する資料の提供を要求する。当該資料には、定款、董事会決議、親会社との関連契約書、協議又は決議などが含まれる。 申請者が香港企業以外の企業に配当を行わない場合、第一号における不利な要素とはならない。
2	601号通達第二条第一項第二号(以下「第二号」)に基づき、所得の起因となる財産又は権利の保有のほか、申請者がその他の経営活動を全く若しくはほとんど行っていない場合。	第二号で規定する「所得の起因となる財産又は権利の保有」等の投資活動も経営活動に含まれる。 第二号において不利な要素とされる「その他の経営活動を全く若しくはほとんど行っていない」とは、租税協定上規定する優遇の適用申請対象となる配当の起因となる持分投資のみを行っており、その他の投資項目又は経営活動がない状況をいう。 しかしながら、単一のプロジェクトの為にだけに法人を設立する場合においても、この不利な要素のみをもって、その受益者身分が否定されるわけではない。
3	601号通達第二条第一項第三号(以下「第三号」)に基づき、申請者が法人などの事業体である場合において、その所得金額に比し、申請者の資産、規模及び人的資源が小さい(又は少ない)場合。	申請者の資産及び所得額との対応関係を分析する場合、総合的な資産状況により判断される。また、「資産」とは、登録資本金の額を表すものではない。登録資本金が過少である申請者に対しては、その資金の源泉、投資リスクの負担状況等の要素も考慮し、資産及び所得額の対応関係を判断しなければならない。 申請者の人的資源及び所得額の対応関係を判断する場合、人員数及び人件費の支払の有無のみで判断するのではなく、申請者が雇用する人員の職責及び業務の実質も考慮する。

項目	601号通達・30号通達上の受益者の判定要件	165号通達上の規定
4	601号通達第二条第一項第四号(以下「第四号」)に基づき、所得又は所得の起因となる財産又は権利に対して、申請者が全く又はほとんど支配権若しくは処分権を有さず、リスクに対しても、全く若しくは、わずかしか負わない場合。	<p>申請者が所得又は所得の起因となる財産又は権利に対する支配権若しくは処分権の有無及びリスクの負担程度を判断する場合、以下の三つの観点から分析を行わなければならない。</p> <p>(一) 関連所得に対する支配権又は処分権を申請者に付与することが記載された定款若しくは関連する法律文書の存在の有無 (二) 関連所得に対する申請者の支配権又は処分権の行使の有無 (三) 所得の処分行為に対する申請者の自主的な決定権の有無</p> <p>申請者の株式が親会社である持株会社により保有されるという事実のみをもって、申請者が所得に対する支配権又は処分権を有さないとみなされるわけではない。</p>
5	601号通達第二条第一項第五号(以下「第五号」)により、締結相手国(地域)において関連する所得に対して免税又は課税が行われない、若しくは極めて低い税率で課税が行われる場合。	<p>香港の国外所得免税という課税原則は、受益者身分の認定における主な不利な要素と解されない。</p> <p>受益者身分の判定を行う場合、申請者の香港税法に基づいた香港における税務申告情報等を勘案し、総合的な分析を行わなければならない。</p>
6	30号通達第三条(以下「第三条」)により、租税条約による優遇の適用申請者が同一国に所在する上場企業、又は上場企業が直接的若しくは間接的に100%を所有する企業により保有されている場合には、中国税務機関を、実質、受益者として認定することができる。	<p>下記の申請者の受益者身分の判定は、現行規定及び165号通達の内容に基づき行われる。第三条は、下記の申請者の受益者身分を否定するものではない。</p> <p>(一) 非上場の香港居住者企業により100%直接又は間接的に保有されている申請者 (二) 香港国外の中間持株会社が存在するものの、究極的には香港法人に所有されている申請者</p>

165号通達において、同一の納税者が同類の投資活動により複数の地方から配当収入を取得する場合、各地域ごとの所轄税務機関の取扱は整合性のあるものでなければならないと規定された。

165号通達は個別なケースに対して公布されたものであることから、一般的に他の取引に対しても適用されるかどうかについては明確にされていない。従って、香港株持会社に配当する場合、納税者は、各地の税務機関ごとの要求に対して留意が必要となるものと考えられる。

3. 個人所得税申告書の発布に関する公告(国家稅務總局公告[2013]21号)

概要

『個人所得税法』及びその実施条例と関連規定に基づき、修正後の個人所得税申告書及びその書式について以下のように定める。

番号	申告書名称	適用範囲	申告期限	類別	申告種類
1	個人所得税基本情報表(表A)	源泉徴収義務者が行う“全員・全額徴収申告” ¹ において、納税者の基本情報記入に適用	翌月15日以内	新たに追加	基本情報登録類
2	個人所得税基本情報表(表B)	自己申告による個人所得税申告を行う納税者の基本情報記入に適用	自己申告納税者用の個人所得税申告書と共に提出	新たに追加	
3	個人所得税源泉徴収報告表	源泉徴収義務者が行う“全員・全額 ¹ 源泉徴収申告”の個人所得税申告に適用(特定業種 ² の従業員の給与所得に係る個人所得税の月次申告を含む)	翌月15日以内	修正	源泉徴収申告類
4	特定業種 ² の個人所得税年度申告表	特定業種 ² の従業員の給与所得に係る個人所得税の年度申告に適用	年度終了日後30日以内	修正	
5	譲渡制限付株式の譲渡所得の個人所得税源泉徴収報告表	証券機構の予定徴収・予定納税、又は譲渡制限付株式の譲渡所得に係る個人所得税の源泉徴収申告に適用	翌月15日以内	変更無し	
6	個人所得税自己納税申告表(表A)	以下の場合に合致する納税者の納税申告に適用する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 中国国内の二ヶ所以上からの給与所得がある場合 ▶ 課税所得があるものの源泉徴収義務者が存在しない場合 ▶ 國務院が規定する他の状況に該当する場合 	翌月15日以内	修正	自然人納税者の自己納税申告類
7	個人所得税納税申告表(表B)	中国国外所得の納税申告に適用	年度終了日後30日以内	修正	
8	個人所得税納税申告表(年所得額が12万元以上の納税者の申告に適用)	年間所得額が12万元以上の納税者の申告に適用	年度終了日後3ヶ月以内	変更無し	

番号	申告表名称	適用範囲	申告期限	類別	申告種類
9	譲渡制限付株式の譲渡所得の個人所得税精算申告表	納税者が譲渡制限付株式の譲渡所得を得て、既に予定徴収・予定納税を行った場合の個人所得税の精算申告に適用	税金が源泉徴収され、且つ納付された翌月の1日から3ヶ月以内	変更無し	自然人納税者の自己納税申告類
10	生産、経営所得に係る個人所得税納税申告表(表A)	帳簿検査徴収方式を採用する個人工商業者、企業、事業単位の請負・賃借経営者、個人独資企業の投資者及び合名会社パートナーの予定納税申告、及び査定徴収方式を採用する場合の納税申告に適用	請負・賃借による所得 毎月或いは毎回所得を得た後15日以内 <u>その他の所得</u> 翌月15日以内	修正	生産、経営納税者自己納税申告類
11	生産、経営所得に係る個人所得税納税申告表(表B)	帳簿検査徴収方式を採用する個人工商業者、請負・賃借経営者、個人独資企業の投資者及び合名企業パートナーの個人所得税年度確定申告に適用	請負・賃借による所得 取得方式によって、申告期限は年度終了日後30日又は年度終了日後3ヶ月以内 <u>その他の所得</u> 年度終了日後3ヶ月以内	修正	
12	生産、経営所得に係る投資者の個人所得税年度確定申告表	以下の条件に合致し、且つ生産経営所得を得た投資者の年度確定納税申告に適用する。 ▶ 投資者が2社以上の個人工商業者、事業単位に対する請負・賃借企業・事業単位を設立 ▶ 各投資単位は全て帳簿検査徴収方式を採用	年度終了日後3ヶ月以内	修正	

- 「個人所得税法実施条例」の第37条に基づき、全員・全額について源泉徴収し申告しなければならないとは、源泉徴収義務者が、税金を源泉徴収した翌月までに、所轄税務機関に所得を支払った個人の基本情報、支払所得金額、税額控除の具体的金額と総額及びそのほかの税務関係の情報を報告しなければならないことを意味する。
- 21号公告における特定業種の個人所得税年度申告表の記載要領に従い、特定業種とは、「個人所得税法実施条例」の第40条で規定された採掘業、遠洋運輸、遠洋漁獲業及び国务院財政、税務主管部門によって確定された他の業種のことを意味する。

実施時期

2013年8月1日から施行開始。

所見

個人所得税申告表に対する改正は、納税サービスを最適化し、個人所得税分類の専門的な管理を強化し、並びに電子情報の発展趨勢及び税収管理の改革目標に対応するものである。主な修正内容は以下の通りである。

- ▶ 全員・全額徴収明細申告制度を更に標準化し、基本的な申告情報をより完全なものにし、新たに個人所得税基本情報表を2枚追加した。
- ▶ 類似・同類項目の申告表を整理統括し、申告の内容を簡易化し、源泉徴収義務者及び納税者の負担を軽減した。
- ▶ 申告データの仕様を統一し、情報技術の利用を提案した(例えば、納税者による電子方法での申告、税務機関によるデータ情報の利用強化)。

企業及び個人は21号公告及び修正後の個人所得税申告表及びその記入の説明を精読しておく必要がある。納税者の基本情報記入が必要となる、新たに追加された個人所得税基本情報表に対しては、特に留意すべきである。

4. その他の通達

- ▶ 中関村、東湖、張江国家革新模範地区及び合肥、蕪湖、蚌埠国家革新模範地区における研究開発費用に係る追加控除に関する通達(財税[2013]13号)
- ▶ 中関村、東湖、張江国家革新模範地区及び合肥、蕪湖、蚌埠国家革新模範地区における従業員教育費に関する通達(財税[2013]14号)
- ▶ 中関村、東湖、張江国家革新模範地区及び合肥、蕪湖、蚌埠国家革新模範地区におけるストックオプションに係る個人所得税に関する通達(財税[2013]15号)
- ▶ 中国中信グループ会社の再編改正過程における土地増値税等の政策に関する通知(財税[2013]3号)
- ▶ 種(苗)、家畜(禽)、魚の種(苗)及び種用の野生動物の種子の2013年免税輸入計画に関する通知(財関税[2013]13号)
- ▶ 個人の投資者が企業の持分を買収した後、資本準備金もしくは未処分利益を資本金に転換する際の個人所得税の取り扱いに関する通達(国家税務総局公告「2013」23号)
- ▶ 中国赤十字会総会、中国全国労働組合総会、中国宋慶齡基金会への2012年度公益性寄付金の損金算入資格確認に関する通達(財税「2013」29号)

商務法規

1. 「外国投資者による国内直接投資に係る外貨管理規定」及び補充文書の発行に関する通達(匯発[2013]21号)

概要

2013年5月10日に国家外貨管理局は匯発[2013]21号(以下は、「21号」)により「外国投資者による国内直接投資に係る外貨管理規定」(21号添付1)を發布し、廃止となる国内投資外貨管理に関する24もの通達(21号添付2)及び「外国直接投資ビジネスのための手続ガイドライン」(21号添付3)の廃止を公布した。21号は既存の外国投資者による直接投資に関わる外貨関連手続を整理し、簡素化した。21号は、2013年5月13日より発効する。

条項	内容の詳細
外国投資者国内直接投資(以下、「外国直接投資」)の定義	外国直接投資とは、外国投資者(国外機構及び個人を含む)が新設、合併・買収等の方式を通じて中国本土において外商投資企業(以下、「外資企業」)若しくはプロジェクトを設立し、あわせて所有権、支配権、経営管理権等の權益を取得する行為を指す。
外貨登録	<p>外資企業の新設</p> <p>下記の事項に該当する場合は外貨管理局(以下は、「外管局」)にて外貨登録を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 外資企業の新設のための前期費用等の払い込み、又は ▶ 外資企業の新設 <p>変更</p> <p>下記の事項のいずれかに該当する場合、外資企業は所轄外管局にて変更申請を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 外資企業の増資、減資、持分譲渡等により資本変動事項が発生した場合 ▶ 外国機構及び個人による中国本土での直接投資に関わる持分譲渡、又は再投資等を行う場合 ▶ 減資、清算、先行投資の回収、利益の分配のために国外へ送金する必要がある場合 ▶ 外国投資者が所持する外資企業の譲受けにより国外へ送金する必要がある場合
監督管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外管局は、銀行が行った国内直接投資業務のコンプライアンス及び関連情報の報告状況に対して現場確認もしくはオフサイト確認を実施する。外国直接投資において異常又は疑わしい状況が存在する機構又は個人に対して確認又は検査を実施する。 ▶ 外管局は、登録、銀行の報告、年度検査及びサンプル調査等の方法を通じて外国直接投資に関わるクロスボーダー収支、人民元転・外貨転及び国外投資者の權益変動等の状況に関して統計・モニタリングを実施する。
廃止となる国内投資外貨管理に関する24項の通達	<ul style="list-style-type: none"> ▶ [96]匯資函字第187号、「『外商投資企業外貨登記管理暫行弁法』の発行に関する通達」 ▶ [98]匯資函字第204号、「国外企業による国内工事の請負に係る外貨管理に関する回答」 ▶ 匯発[1999]397号、「外商投資企業による出資権譲渡、清算に関わる外貨事項の受理権限の分局への委譲に関する通達」

条項	内容の詳細
<p>廃止となる国内投資外貨管理に関する24項の通達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 匯複[2001]129号、「国家外貨管理局による外国投資者の人民元再投資の外貨管理に関する回答」 ▶ 匯発[2002]59号、「国家外貨管理局による外商投資項目における資本金の人民元転の管理方式改革に関する回答」 ▶ 匯複[2002]231号、「国家外貨管理局による国内居住者が外貨を購入して国外投資者に持分譲渡代金を支払うことに関する回答」 ▶ 匯発[2004]7号、「国家外貨管理局による外商投資企業の外貨年度調査作業に関わる事項の改善に関する通達」 ▶ 匯発[2004]42号、「国家外貨管理局による外商投資企業の資本項目の人民元転の審査及び外債登録作業の改善に関する通達」 ▶ 匯発[2004]108号、「輸出加工区・保税區及び上海ダイヤモンド取引所で外商直接投資の出資検証の確認依頼及び外貨登録作業の展開に関する通達」 ▶ 匯綜発[2006]6号、「国家外貨管理局総合司による保険仲介機構の外貨資本金口座開設に関する通達」 ▶ 匯綜発[2007]130号、「外貨管理局総合司による商務部で登録した第一陣の外商投資不動産プログラムリストの開示に関する通達」 ▶ 匯綜発[2007]138号、「国家外貨管理局総合司による商務部で登録した外商投資不動産プログラムリストのオンライン開示の実施に関する通達」 ▶ 匯綜複[2007]86号、「国家外貨管理局総合司による国外個人が国内の分譲住宅を購入する外貨資金の人民元転に関わる問題に対する回答」 ▶ 匯発[2008]16号、「国家外貨管理局による直接投資外貨業務情報システムの全国普及に関する通達」 ▶ 匯綜発[2008]129号、「国家外貨管理局総合司による直接投資外貨業務情報システム及び外貨口座システムの操作に関する通達」 ▶ 匯綜発[2008]130号、「国家外貨管理局総合司による外国投資者の土地使用権の競争入札専用の外貨保証金口座、外国投資者の財産権取引専用外貨保証金口座に対する審査権限委譲に関する通達」 ▶ 匯綜複[2008]125号、「国家外貨管理局総合司による外商投資創業企業が資本金を人民元転して国内で持株投資を行うことに関わる問題に対する回答」 ▶ 匯綜発[2009]42号、「国家外貨管理局総合司による外商投資不動産企業の外貨登録に関する通達」 ▶ 匯綜複[2010]5号、「国家外貨管理局総合司による外国株主のクロスボーダーでの持分譲渡による代金回収に係る外資外貨登録に対する回答」 ▶ 匯発[2011]19号、「国家外貨管理局による『国内居住民が国外における国外の特別目的会社を通じて融資及び迂回投資を行うことに関する外貨管理操作規定』の発行に関する通達」 ▶ 匯綜複[2011]155号、「国家外貨管理局総合司による『三来一補』企業の無償貸与設備を外商投資企業の外国投資者の出資物への変更に關わる出資検証の確認依頼に関する問題に対する回答」 ▶ 匯発[2012]58号、「国家外貨管理局による外商投資パートナーシップ企業の外貨管理に関する通達」 ▶ 匯綜発[2012]126号、「国家外貨管理局総合司による外国投資者の外貨専用口座の資本金を人民元転して海上合作油ガス田の廃棄費用を決済する方法に関する通達」 ▶ 匯綜複[2010]34号、「国家外貨管理局総合司による東軟グループ株式有限公司の外国株主による減資に係る外貨登録の変更に関する回答」

所見

クローズボーダー資金の流入額の大幅な増加に伴い、従来の外貨管理制度で採用された事前登記審査制度では現在の需要を満たすのが困難になってきた。

21号の公布は外国直接投資に関わる新外貨管理制度の枠組みを構築し、より効率的な管理制度を策定しようとするものである。外国直接投資又は中国本土での投資を計画している国外投資者は新政策を詳しく検討し、実施にあたって要求される関連事項に従うべきである。

新しい国内直接投資の外貨管理制度の枠組みについて何か不明点があれば、専門家又は政府機関(特に地方レベルの実施方法に関する理解に関して)に相談することをお勧めする。

2. 税関特殊監督管理区域における経常項目取引に係る外貨管理の改善に関する通達(匯発[2013]22号)

概要

2013年4月23日、国家外貨管理局は匯発[2013]15号(以下「15号」)にて税関特殊監督管理区域(以下、「税特管理区域」)の外貨管理弁法を公布した。15号は、2013年6月1日より発効する。2013年5月22日、国家外貨管理局は匯発[2013]22号(以下「22号」)、即ち、「税関特殊監督管理区域における経常項目取引に係る外貨管理の改善に関する通達」を公布した。22号の主な内容は下記の通りである。

- ▶ 税特管理区域で設立された企業は外貨登録証の手續及び登録証の年度調査を行う必要がない。既に発行された登録証については今後使用しない。
- ▶ 税特管理区域の企業は、真実で、合法的な取引を前提として輸出収入を国外に留保することができる。
- ▶ 税特管理区域においては、その真実で、合法的な輸入取引の送金のために、必要に応じて事前に外貨を購入し、その経常項目取引のために設けた外貨口座に預け入れることができる。
- ▶ 税特管理区域においては、サービス貿易に係る外貨管理を簡素化する。税特管理区域が1件あたり5万ドル以下のサービス貿易に係る外貨受取・支払手續を行う場合、金融機関は原則として、取引書類の審査・確認は行わない。区内機構が1件あたり5万ドル超のサービス貿易に係る外貨受取・支払手續を行う場合、金融機関はサービス貿易に係る外貨管理法規の規定に基づき取引書類を審査・確認した後、手續を行うことができる。
- ▶ 税特管理区域内での貨物貿易に係る外貨決済管理についても簡素化する。

3. 中西部地区の外商投資優遇産業目録(2013年改訂)(国家発展と改革委員会、商務部令「2013」1号)

概要

2013年5月9日、国家発展・改革委員会、及び商務部は共同で中西部地区の外商投資優遇産業目録(2013年改訂)(以下は、「2013年目録」)を公布した。2013年目録は、中西部地区の外商投資優遇産業目録(2008年改訂)(以下、「2008年目録」)に替わって、2013年6月10日に発効する。

2013年目録には合計500条項があり、22省の奨励類産業を含んでいる。2013年目録は外商が中西部地区において環境保護要求を満たす労働集約型産業の発展を奨励して、資源の節約と総合利用を推進し、サービス業の発展を促し、中西地区の重点産業を発展させる狙いがある。2013年目録は内容(2008年目録より173条項増加)、及び、含める地域範囲(2013年目録に初めて海南省が含まれている)の観点において、2008年目録よりも充実している。

本目録に属する外商投資プログラムでは、奨励類外商投資項目における税優遇政策を享受することができる。本目録の規定に合致する外商投資が制定するプログラムでも本目録の関連政策に従って享受することができる。

4. その他の通達

- ▶ 2013年クロスボーダーアウトソーシングサービスに関する発展資金の申請に関する通達(財企[2013]52号)
- ▶ 外貨資金の流入管理に係る問題に関する通知(匯発[2013]20号)
- ▶ 『速達業務経営許可管理弁法』の修正に関する決定(交通運輸部令[2013]4号)
- ▶ 『中華人民共和国出入国管理条例(意見徴収稿)』の公的な意見徴収に関する通知
- ▶ 一組の行政審査項目の承認手続の廃止及び下級承認局への委譲に関する決定(国発[2013]19号)

税関法規

1. 『税関特殊監督区域における外貨管理弁法』の発行に関する通知(匯発[2013]15号)

概要

当該弁法は税関特殊監督区域(以下、「区内」)における外貨管理の改善、区内の科学的な発展への促進を目的とする。また、当該弁法は「保税監督区域における外貨管理弁法」(匯発[2007]52号)に対して全面的な修正を行っている。

区内の範囲

当該弁法が指定する区内とは、保税区、輸出加工区、保税物流園区、越境工業区、保税港区、綜合保税区等の税関によって閉鎖して監督される特定区域のことである。

外貨機関により実施される管理

国家外貨管理局及びその分局は法律に従い、区内における機構の外貨の支払、購入、為替決済及び外貨口座等(以下、「外貨収支」)に対して監督及び管理を実施する。区内における機構には区内行政管理機関、事業単位、企業及びその他の経済組織等を含む。

決済通貨の要求

取引種類	決済通貨
区内及び特殊監督国内税関特殊監督区域以外(以下、「国内区外」)の貨物貿易項目の取引	人民元又は外貨
区内及び国内区外間のサービス貿易項目の取引	人民元
区内機構間の取引	人民元又は外貨

申告要求

区内と国外との資金収支(例えば、借入金及び資本金)に関し、区内機構は関連規定によって国際収支統計申告を行わなければならない。区内と国内区外及び区内機構間の資金収支に関して、区内機構、国内区外機構は関連規定に従って国内の受領・支払証憑を提出しなければならない。

実施時期

2013年6月1日より実施。

その他

- ▶ 国家外貨管理局の別途規定がある場合を除き、区内機構の外貨収支はすべて国内区外の外貨管理規定に従う。
- ▶ 保税物流センター(A、B型)、輸出監督倉庫、保税倉庫、ダイヤモンド取引所等適用する区内弁法をご参照ください。

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京			舟本 孝史	監査	
			takashi.funamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-2064
高浜 学	税務・移転価格		三井 貴子	監査	
manabu.takahama@cn.ey.com		+86-10-5815-2834	mitsui.takako@cn.ey.com		+86-21-2228-4412
小谷 将也	監査		金杉 喜文	監査	
masaya.kotani@cn.ey.com		+86-10-5815-3350	takashi.funamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-2064
天野 智博	監査		篠崎 洋樹	税務	
chihiro.amano@cn.ey.com		+86-10-5815-2225	hiroki.shinozaki@cn.ey.com		+86-21-2228-3029
平澤 尚子	税務・移転価格		久保田 順一	M&A	
naoko.hirasawa@cn.ey.com		+86-10-5815-2115	junichi.kubota@cn.ey.com		+86-21-2228-4749
大連			広州		
佐々木 大	監査		長内 幸浩	監査	
dai.sasaki@cn.ey.com		+86-411-8252-8999	yukihiro.osanai@cn.ey.com		+86-20-2881-2675
天津			富永 和晃	税務	
町田 太郎	税務・移転価格		kazuaki.tominaga@cn.ey.com		+86-20-2838-1456
taro.machida@cn.ey.com		+86-22-5819-3583	内野 健志	監査	
			takeshi.uchino@cn.ey.com		+86-20-2881-2720
上海			深圳		
木村 修	監査		小林 秀誉	監査	
yoshimi.kimura@cn.ey.com		+86-21-2228-3003	hidetaka.kobayashi@cn.ey.com		+86-755-2502-8101
坂出 加奈	税務・移転価格		玉城 正勝	監査	
kana.sakaide@cn.ey.com		+86-21-2228-2289	masa.tamashiro@cn.ey.com		+86-755-2502-8192
高橋 臣一	監査				
shinichi.takahashi@cn.ey.com		+86-21-2228-2740			
江海峰	金融				
alex.jiang@cn.ey.com		+86-21-2228-2963			
顧 崢	監査				
sharry.gu@cn.ey.com		+86-21-2228-2367			

香港

重富 由香	監査	
yuka.shigetomi@hk.ey.com		+852-2629-3907
中野 強	監査	
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com		+852-2629-3031
桑原 宏長	監査	
hironaga.kuwahara@hk.ey.com		+852-2629-3902
水永 真太郎	金融	
shintaro.mizunaga@hk.ey.com		+852-2849-9395

東京

新日本アーンストアンド ヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 マーケット本部 JBS部

関口 俊克	中国ビジネス一般	
Sekiguchi-tshkts@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131
松原 充哉	中国ビジネス一般	
matsubara-mtsyt@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131

新日本有限責任監査法人 マーケット本部 新興国コンサルティング室 中国デスク

工藤 敏彦	中国ビジネス一般	
kudo-tshhk@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1844

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2013 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03002902

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china